

保険薬局部会ニュー ス

令和 6 年 5 月 14 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

疑義解釈資料（その 4）について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度診療報酬（調剤報酬）改定に伴う疑義解釈資料（その 4）が示されましたので、お知らせいたします。

通知文全文を本会ホームページの新着情報に掲載しましたので、ご参考ください。

本会ホームページ <https://www.hiroyaku.or.jp/>

新着情報>薬剤師会員のみなさまへ

2024 年 05 月 14 日 保険薬局部会会員限定

また、疑義解釈資料（その 4）

問 2 地域支援体制加算の施設基準の経過措置について、令和 6 年 5 月 31 日において地域支援体制加算の施設基準に係る届出を行っていることとされているが、単に届出を行っていれば経過措置の対象となるのか。

（答）当該施設基準の届出を行ったうえで、令和 6 年 5 月 31 日において現に当該加算を算定している場合は、経過措置の対象となる。

と記載されましたので、新着情報>薬剤師会員のみなさまへ

2024 年 05 月 08 日 令和 6 年度調剤報酬改定説明動画配信（保険薬局部会会員限定）ページに令和 6 年度調剤報酬改定について「施設基準に係る届出関係」及び調剤報酬改定 説明 2 の動画を一部修正しておりますことをお知らせいたします。

○パスワード

hiro89hoken

○質問票のパスワード

bukai